

消費生活センターだより

No. 8 1

発行日

H30,1,1

賃貸住宅 退去時の トラブルを防ぎましょう



賃貸住宅の借主は退去するとき、借りた時の状態に戻す「原状回復」をして貸主に返却しなければいけません。当然のことながら建物は年々損耗していきます。この損耗の修繕費用をだれが負担するのかということでトラブルになるケースが多くみられます。

○契約時に確認！

退去時にかかる費用負担が契約上どうなっているのか確認しておきましょう。借主が負担しなくてもよい費用が特約として定められたりしていませんか？

○入居時に確認！

入居時の建物の状態が基準となるため、天井・床・壁・建具の傷や汚れを借主・貸主両者で確認し、日付入りで写真に撮るなど確認リストを書面にしましょう。

○入居中の注意

入居中は掃除等の手入れを行い、設備の故障などがあった場合は、貸主にその都度相談しましょう。

※喫煙やペットのにおい等による修繕費用は借主の負担となる場合があります。

○退去時は立会確認！

借主・貸主両者の立会確認により、入居時と退去時の状況を比較確認し、借主の負担となる工事がある場合は内容を決め、見積書を出してもらいましょう。

「詳しく知りたいな…」
って思ったら、相談しよう！

久慈市川崎町 1 - 1 (久慈市役所 1 階東側)

☎0194-54-8004 ?

※土・日・祝日の 電話相談は
消費者ホットライン 188 へ



年末年始の相談窓口休業のお知らせ

■久慈市消費生活センター

平成 29 年 12 月 29 日 (金)

～平成 30 年 1 月 3 日 (水)

■消費者ホットライン「188」

平成 29 年 12 月 29 日 (金)

～平成 30 年 1 月 3 日 (水)

多重債務者 弁護士無料相談

借金問題でお悩みの方のために、弁護士による無料相談会を開催しています。
一人で悩まず、弁護士や相談員と一緒に解決方法を見つけましょう。



相談日： 1月 25日 (木)
時間： 午前10時～午後3時 (一人40分間)
問い合わせ： **要予約** 久慈市消費生活センター ☎ 54-8004

※相談時間に限りがございますので、事前に消費生活相談員と打ち合わせをお勧めします。
※多重債務以外の相談も可能ですので、お問い合わせください

平成29年度
久慈市消費生活センター

出張相談会開催中!

悪質商法などの消費生活トラブル、多重債務などでお困りの方は、お気軽にご利用ください。

野田村 総合センター	洋野町役場 セシリアホール	洋野町役場 大野庁舎	普代村役場
被災者相談支援センター 弁護士相談と合同開催	弁護士相談はありません		
1月22日(月)	1月15日(月)	1月29日(月) 予約なしの場合 中止	2月1日(木) 10:00~15:00 人権相談と合同開催
2月19日(月)	2月5日(月)		

■ **予約優先** ①13:30~14:10 ②14:10~14:50 ③14:50~15:30

※ご予約なしの場合でも、当日 空きがあれば受付可能です。

※大野会場は予約が無い場合、開催中止となります。

■ 相談内容に関する書類などは、忘れずにご持参ください。

【予約・問い合わせ】久慈市消費生活センター ☎ 54-8004

消費生活 NEWS

乳幼児の加熱式たばこの誤飲に注意!

従来の煙草に比べ、煙やにおいが気にならず、灰も出ないことから愛用者が増えている加熱式たばこですが、専用のたばこの葉が入っているスティックやカプセル部分を食べてしまったという事故情報が寄せられています。

これまでも乳幼児による、たばこの誤飲は報告されていましたが、加熱式たばこは火の始末が必要ないので、ゴミ箱へそのまま捨ててしまうことやスティックやカプセルがコンパクトなため、子どもの口の中に簡単に入ってしまうサイズであることも原因と考えられます。使用前のたばこはもちろん、吸い殻についても乳幼児の手の届かないところへ保管・廃棄するようにしましょう。

